

## 公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を公募する。

令和8年3月2日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度関西圏メディアを活用した観光情報発信事業
- (2) 業務内容 別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託限度額 5,500,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

### 2 技術提案に参加できる者の資格

参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (3) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去5年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績があること。
- (7) 岡山県税を滞納していない者であること。岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。

### 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部観光課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：086-226-7382

FAX：086-224-2130

E-mail：[kanko@pref.okayama.lg.jp](mailto:kanko@pref.okayama.lg.jp)

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

### 5 技術提案参加手続等

#### (1) 仕様書等の配布期間

令和8年3月2日（月曜日）から3月12日（木曜日）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

#### (2) 仕様書等の配布場所

上記3の場所に同じ。なお、次の岡山県産業労働部観光課のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.pref.okayama.jp/site/321/1021452.html>)

#### (3) 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和8年3月12日（木曜日）午後5時

② 提出書類

ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 組織概要書、役員名簿が書かれたもの（会社案内等）

ウ 同種事業の実績に係る資料（過去5年以内）

エ 岡山県税（岡山県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税）の全項目について滞納がないこと（又は課税がないこと）を証する書類

※ 岡山県の証明書については、岡山県の各県民局（備前、備中、美作）税務部収納管理課にお問い合わせください。

③ 提出場所 上記3の場所に同じ

④ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）電子メールで提出する場合は、電話にて着信を確認すること。

#### (4) 技術提案参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2（1）から（7）までの事項について審査を行い、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年3月16日（月曜日）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

② 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月17日（火曜日）までに、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

## 6 仕様等についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

この業務にかかる仕様等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）で、令和8年3月12日（木曜日）午後5時までに、上記3の宛先に、FAX又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。

### (2) 質問に対する回答

FAX又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記5(2)の岡山県産業労働部観光課ホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

### (3) その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 7 技術提案

本技術提案へ参加資格があると認められた者は、次のとおり提案書を提出しなければならない。

### (1) 提案書等の提出

① 提出期限 令和8年3月18日（水曜日）午後5時（必着）

② 提出場所 上記3の場所に同じ

③ 提出書類 ア 提案書（様式第3号）【PDFデータ＋書面5部】

イ 提案説明書【PDFデータ＋書面5部】

様式：原則A4横向きカラー

〔記載内容・留意事項〕

提案説明書は、別添仕様書にて定める所与の条件を踏まえて提出すること。また、実施スケジュールを明記すること。

ウ 見積書（任意様式）【PDFデータ＋書面5部】

本事業に係る経費の見積及び内訳を具体的に示すこと。また、会社名、役員名及び代表者名を明記すること。

④ 提出方法 持参、郵送及び電子メール等（書留郵便、その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等について、県は一切の責任を負わない。）

### (2) 留意事項

・採用が決定した者は、当該提案を基本として、本県と十分協議しながら事業を進めること。

## 8 技術提案書等の審査方法

### (1) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

### (2) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

## 9 契約

選定された委託予定事業者との間で提案内容について協議を行った上で、契約を締結することとする。その際、提案内容の一部を変更する場合がある。また、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、契約を締結しないことがある。

なお、審査会で選定された業者が契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託予定事業者とし、提案内容についての協議を行った上で、契約を締結することとする。

## 10 特記事項

- (1) 技術提案書の作成及び応募に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出された提案書等は、採否にかかわらず返却しない。
- (5) 提案内容は、双方で協議の上、変更する場合がある。
- (6) 今回の業務委託により作成される成果物の著作権は、全て岡山県に帰属し、二次利用についても何ら問題がないことを保証するものとする。また、素材の使用に係る使用料その他一切の費用は、制作費に含まれるものとする。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 委託予定事業者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (9) 本業務は、当該事業に係る予算が議会において承認されることを契約締結の条件とする停止条件付業務であり、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。